

重要事項説明書

医療法人藏春堂

小西病院ケアプランセンター

重要事項説明書

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 藏春堂
代表者氏名	理事長 小西 昭久
所在地	大阪府豊中市曾根東町2丁目9番14号
連絡先	電話 06-6862-1701 FAX 06-6864-2220
法人設立年月日	平成16年1月

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	小西病院ケアプランセンター
介護保険指定事業者番号	大阪府指定 2774003004
事業所所在地	大阪府豊中市城山町1丁目1番28号グレース曾根Ⅱ1階
連絡先	電話 06-6866-2105 FAX 06-6152-6700
相談担当者名	介護支援専門員 田中 麻由美
事業所の通常の事業実施地域	豊中市 池田市 箕面市 吹田市 大阪市北区 大阪市淀川区

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にあたる高齢者からの相談に応じ、本人やその家族の意向等をもとに、居宅介護サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整、その他の便宜を行うことを目的とする。
運営方針	① 事業所が実施する事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。 ② 事業実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健・医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ③ 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立を旨として行う。 ④ 事業の実施にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保健施設との連携に努める。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	営業日：月曜日～金曜日 休日：土曜・日曜・祝日 年末年始 12月31日～1月3日
営業時間	午前9時～午後5時 ※電話により常時24時間連絡可能な体制をとる。

(4)事業所の職員体制

管理者	田中 麻由美
介護支援専門員	田中 麻由美(兼務) 上岡 方華 中村 明美 西杵比野 ますみ 高野 彩子 津田 知恵子 三味 真由美

職種	職務内容	人員数
管理者	① 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ② 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名 (常勤 兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	1名(常勤 兼務) 5名(常勤 専従) 1名(非常勤 専従)
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名(常勤)

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヵ月あたりの料金	1ヵ月あたりの利用料(介護保険適用の場合は利用者負担)
①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況の把握、評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を、参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	次項の通り	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)

居宅介護支援費(Ⅰ)

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の件数が45件未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,772円	居宅介護支援費Ⅰ 15,295円
〃 45件以上60件未満の場合(40件以上の部分)	居宅介護支援費Ⅱ 5,896円	居宅介護支援費Ⅱ 7,631円
〃 60件以上の場合(40件以上の部分)	居宅介護支援費Ⅲ 3,533円	居宅介護支援費Ⅲ 4,574円

居宅介護支援費(Ⅱ)ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の件数が45件未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,772円	居宅介護支援費Ⅰ 15,295円
〃 45件以上60件未満の場合(40件以上の部分)	居宅介護支援費Ⅱ 5,712円	居宅介護支援費Ⅱ 7,403円
〃 60件以上の場合(40件以上の部分)	居宅介護支援費Ⅲ 3,425円	居宅介護支援費Ⅲ 4,444円

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。

また、2ヵ月継続している場合は算定できません。

※特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より減額することとなります。

加算について

加算内容	金額	算定内容
初回加算	3,252円	新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合
退院・退所加算	カンファレンス 無/有	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、(退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画する)利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
連携1回	4,878円/6,504円	
連携2回	6,504円/8,130円	
連携3回	なし/9,756円	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,710円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む

入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,168円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む
通院時情報連携加算	542円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,168円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,336円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
特定事業所加算(Ⅱ)	4,563円	加算要件①～⑫を満たし常勤専従の主任介護支援専門員を配置している(主任介護支援専門員を含めると介護支援専門員合計4名以上) ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと ③ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること ④ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること ⑤ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること ⑥ 地家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ⑦ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと

		<p>⑧ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当り45名未満(居宅介護支援Ⅱを算定している場合は50名未満)であること</p> <p>⑨ 介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>⑩ 他法人運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施をしていること</p> <p>⑪ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</p>
特定事業所 医療介護連携加算	1,355円	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを満たし、かつ退院退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間35件以上行くとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している場合
看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価		居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

<p>介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安</p> <p>利用者の要介護認定期間中、少なくとも1月に1回行うこと</p> <p>又、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p style="padding-left: 20px;">i 利用者の状態が安定していること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。</p> <p style="padding-left: 20px;">iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。</p> <p>ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。</p>

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 サービス利用事業者への利用料、その他の費用の請求および支払い方法について 当事業所より請求することはありません。

6 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

7 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

① 秘密の保持について	ア 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。 イ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

9 居宅介護支援事業に関する相談または苦情等の対応

(1)利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- (ア) 相談、苦情に関する常設窓口として、苦情担当者を次のとおり設置しております。
また、担当者不在の場合でも事業所の相談苦情対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐように致します。

常設窓口電話 : 06-6866-2105

FAX : 06-6152-6700

相談担当者 : 田中 麻由美

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (ア) 苦情または相談があった場合は、必要に応じ利用者へ赴いて事情の聞き取り確認を行い、状況の詳細把握を行います。
- (イ) 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。
- (ウ) 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討をおこない、その対応を決定いたします。
- (エ) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整をおこなうとともに、利用者へは必ず対応方法を含めて結果報告を行います。

(3)苦情があったサービス事業者に対する対応方針

サービス事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに共同でその対応を行います。なお、苦情内容については、サービス担当者会議等での結果報告を行い、再発防止の対応方針を協議いたします。

(4)その他参考事項

- (ア) 当事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討、対応いたします。
- (イ) 保険料を納めないでいると
介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割ですが、災害等の特別な事情もなく保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※1年以上…費用の全額を利用者が負担し、申請により後で保険給付分(9割)が支払われます。

※1年6ヶ月以上…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、それを滞納保険料に充当する場合があります。

※2年以上…利用者負担が1割から3割への引きあげや高額介護サービス費が受けられなくなります。

居宅介護支援に関する相談、苦情について申立の窓口

【事業者の窓口】 小西病院ケアプランセンター 介護保険相談室	所在地:豊中市城山町1-1-28 グレース曾根Ⅱ1階 電話番号:06-6866-2105 FAX番号:06-6152-6700 受付時間:9:00~17:00(月曜日~金曜日)
【市町村(保険者)の窓口】	【豊中市健康福祉部長寿社会施策課】 所在地:豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号:06-6858-2838 FAX番号:06-6858-3146 受付時間:8:45~17:15(月曜日~金曜日)
	【『話して安心、困りごと相談』】 所在地:豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号:06-6858-2815 FAX番号:06-6854-4344 受付時間:9:00~17:15(月曜日~金曜日)
【公的団体の窓口】	【大阪府国民健康保険団体連合会】 所在地:大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 (中央大通りFNビル内) 電話番号:06-6949-5418 受付時間:9:00~17:00(月曜日~金曜日)

10 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務次長 安部 行展
虐待防止に関する担当者	管理者 田中 麻由美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

11 身体的拘束等の原則禁止について

(1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

(2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

12 ハラスメントの防止に向けた取り組みについて

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	---

上記内容について、「豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府豊中市曾根東町2丁目9番14号
	法人名	医療法人 藏春堂
	代表者名	小西 昭久
	事業所名	小西病院ケアプランセンター
	説明者氏名	介護支援専門員

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	氏名	
	住所	
代理人	氏名	(続柄)
	住所	

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ③ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ④ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ⑤ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 公正中立なケアマネジメントの確保(利用者やその家族に対して)

指定居宅介護支援事業者は居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者又はその家族から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であることや、ケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であることの説明を行います。また、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合や同一事業者によって提供されたものの割合を説明し、理解を得るよう努めます。

3 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師(入院先の医師も含む)等の意見を求めます。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
- ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を得て交付します。
- イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

4 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

5 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

6 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

7 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

8 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

9 居宅サービス提供記録開示について

利用者からのサービスの提供記録の開示要望があった場合には開示を行います。

10 個人情報の利用変更について

個人情報の利用目的が変更される場合、利用者に通知、同意を得た上で変更します。

11 職員の健康管理について

事業所は、年に1回の従業者の健康診断を実施し健康管理を行い、健全な業務遂行できるようにします。

12 勤務体制の確保

指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、テレワーク等取り組みます。

・居宅介護支援業務の実施方法等について

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について説明いたします。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合について
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合について

(令和7年9月～令和8年2月)

訪問介護	A 訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数		①	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
				87	85	89	90	93	90	534	44.8%
	B 下記法人の事業所が位置付けられた居宅サービス計画数	②	ヘルパーステーション アネシス	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
					21	20	19	20	20	19	119
パピルス			9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計		
			7	8	9	10	9	8	51	9.5%	
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計		
			9	9	9	8	7	7	49	9.1%	
福祉用具貸与	A 福祉用具貸与を位置付けた居宅サービス計画数		①	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
				141	142	148	152	152	148	883	74.2%
	B 下記法人の事業所が位置付けられた居宅サービス計画数	②	ライフマーク	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
					23	24	26	25	26	25	149
トーカイ 尼崎支店			9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計		
			21	23	22	23	24	23	136	15.4%	
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計		
			21	20	20	20	18	19	118	13.3%	
通所介護	A 通所介護を位置付けた居宅サービス計画数		①	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
				75	82	82	82	76	79	476	40.0%
	B 下記法人の事業所が位置付けられた居宅サービス計画数	②	ポプラ服部天神	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
					10	12	11	12	12	12	69
エベッサ南桜塚			9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計		
			8	8	7	7	7	8	45	9.4%	
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計		
			5	6	7	6	7	6	37	7.7%	
地域密着型通所介護	A 地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数		①	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
				14	14	14	14	14	13	83	6.9%
	B 下記法人の事業所が位置付けられた居宅サービス計画数	②	こちふかば リハビリデイサービス	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
					5	6	6	6	6	6	35
ワンステップ リハビリデイサービス			9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計		
			1	1	1	2	2	2	9	10.8%	
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計		
			2	1	1	1	1	1	7	8.4%	